

第2次かつしか健康実現プラン・葛飾区食育推進計画(素案)に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いの凡例】◎：計画(案)に意見を反映する、○：計画(素案)に入っている、△：計画・事業の推進にあたって参考にする、□：意見・要望としてお聞きする

No.	計画(素案)関連箇所	意見の概要	取扱い	区の考え方
第2次かつしか健康実現プランに関すること(6件)				
1	P69 (6)障害や疾病に応じた療養支援 ○措置入院患者等の退院支援【新規】	措置入院患者だけでなく、地域生活を希望する精神に障害のある方が退院を希望し、これからの生活の相談をしたいときに保健センターの保健師や精神保健福祉士に相談できるようにしてほしい。まずは、生活の基盤を相談できる福祉が一番大切であるとする。	○	入院中の精神障害のある方が、安心して地域生活へ移行するためには、入院中に退院後の生活について保健師などの専門職が相談を受け、退院後に必要な医療・福祉・介護・就労支援など生活の基盤を固めていくことが大切だと考えております。 これまで、保健センターの保健師が措置入院患者に限らず、入院中の方への退院支援を行ってきました。 今後は、国の示すガイドラインに基づいて、退院支援の更なる充実とともに地域における支援体制の基盤整備に努めてまいります。
2	P70 (6)障害や疾病に応じた療養支援 ○精神障害者の地域生活支援拠点の整備【新規】	地域で精神に障害のある方が安心して暮らせる葛飾区になってほしい。そのため、区内でサービスを提供している、訪問看護ステーション、ホームヘルパー事業所、地域活動支援センター、精神障害者グループホーム、障害者通所施設など、すべての事業所に呼びかけて、意見をもらって施策を実施する取り組みをしてほしい。	△	精神障害者の地域生活支援拠点の整備については、相談や地域の支援体制づくり、機会の提供など精神障害のある方の生活を地域全体で支える体制を整備するものです。 このような生活支援拠点の整備にあたっては、グループホームや障害者支援施設、相談支援事業所や医療機関との連携が重要です。 区では、精神障害のある方への支援などを協議する「精神保健福祉包括ケア推進協議会」を平成30年に設置いたしました。 この協議会は、医師会や訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所などの様々な関係団体で構成されており、今後は、この協議会などを通じ、関係機関のご意見を踏まえながら検討を進めてまいります。
3	P70 (6)障害や疾病に応じた療養支援 ○精神障害者の地域生活支援拠点の整備【新規】	区内の通所・入所施設、相談支援事業所、医療機関等すべての事業所の現状を把握したうえで、連携をし、当事者の方やご家族の意向も確認しながら、皆でつくりあげていくことができると良いのではないかと。		
4	P70 (6)障害や疾病に応じた療養支援 ○精神障害者の体験型グループホームの整備【新規】	地域生活を希望する精神に障害のある方がグループホームで生活をできるように道筋をつける取り組みは素晴らしい。 誰が、どう生活力を把握・評価するのかなど、わかりやすく示してほしい。		

No.	計画(素案)関連箇所	意見の概要	取扱い	区の考え方
5	P141 (1)在宅医療の推進 ○医療的ケア児への支援の促進	関係機関の協議の場とあるが、医療的ケアの実態がわかる保健師がいる保健センターが中心となって協議を進めてほしい。	△	区では保健センターを含めた区内関係各課で連絡会を開催し、連携を図っております。 今後は、保健センターを含めた区内関係各課と関係機関による協議の場を設け、引き続き医療的ケアについて実態を把握し、適切な支援ができるよう努めてまいります。
6	P146 (2)災害医療の充実 ○人工呼吸器を使用する在宅患者支援体制の整備【新規】	人工呼吸器を利用しているが、在宅患者は誰のことかわからない。 人工呼吸器を利用していれば、対象となる制度にしてほしい。	◎	区内には、難病や障害などにより在宅で人工呼吸器を使用している方が多くいます。 これらの方々が災害により停電した際にも人工呼吸器が使用できるように、人工呼吸器バッテリーの充電可能場所を整備してまいります。 いただいたご意見については、対象者がわかるように、計画の該当部分に追記いたします。
葛飾区食育推進計画に関すること(1件)				
1	P194 食の安全・安心・環境のための食育	安全でおいしい作物を皆で作るのがこころの健康に繋がる一番の食育と考えます。	△	区では、食育推進の一環として、農産物の栽培や収穫を体験できるような事業を実施しております。今後の食育推進の参考にいたします。